

精華町教育委員会議事録

平成30年（第7回）

1 開 会 平成30年7月24日(火) 午後2時30分
閉 会 平成30年7月24日(火) 午後3時50分

2 出席委員 太田教育長 松本委員 新司委員
岡島委員 松下委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

岩崎教育部長 片山総括指導主事
竹島学校教育課長 石崎生涯学習課長
上原学校教育課係長

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

教育長から第7回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から平成30年第6回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

・全員承認

(3) 教育長報告事項

報告を3点。1点目、7月20日に小中学校8校の終業式があり1学期が終了した。中学校については、平成16年度から2学期制を実施しており、小学校は3学期制をとっていたため、この間、小学校と中学校で学期が異なるという変則の状況であった。今年度より中学校が3学期制へ移行したことから、小中学校ともに統一して1学期を終えることとなった。

空調設備の整備の進捗も順調であり、中学校については今年度から使用

を開始し、小学校については、現在工事を実施中である。中学校については、空調が使用可能であることから、2学期の開始を8月27日としている。小学校については、空調が使用可能となる次年度から、2学期の開始を8月27日とする予定である。

2点目は、今年の異常な暑さについて。気象庁では、災害クラスの危険な暑さとも表現されており、昨日も埼玉県熊谷市で41.1度とのことである。私たちも、そのような認識に立って対応を考える必要がある。

毎年、特別支援教育の関係で夏季地域学校を開催しており、今年については本日、川西小学校と東光小学校で開催された。例年、プールに入ったり、体育館で活動したりしているが、この暑さによる熱中症等の危険があると判断し、急遽予定を変更して、体育館やプールでの活動を中止し、空調の使用可能な教室を使い、分散して活動することとした。午前11時に終了し、子どもたちも無事に楽しいひとときを過ごすことができた。

夏休み前には、相楽の中体連（中学校体育連盟）の大会があり、十分な注意を払った中で実施したが、一部では熱中症になる生徒も出た。幸いにも重篤な症状ではなく、全体としては何とか無事に終えることができた。今後、山城大会、京都府大会と続くが、中体連も非常に危機感を持っており、中体連の会長名で熱中症対策に関する通知が出され、万全を期すようにとのことである。

3点目は、「精華町いじめ防止基本方針」の改定について。後ほど詳しく説明させていただくが、いじめの問題は30年ほど前から全国的な社会問題となってきており、特に平成23年の大津市で起こったいじめを原因とする自殺事件を受けて、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定された。これに基づき、国、京都府、各市町村では様々な対策を講じてきており、本町においても平成26年に「精華町いじめ防止基本方針」を策定した。学校においても同様の方針を作成し、学校と教育委員会が連携して、いじめの対策に取り組んできている。

ただ、全国的に見ると、その後においても悲惨な事例が後を絶たず、学校や教育委員会の対応が不十分であったような報道がある。このことを受けて、国においては改めて平成29年に「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、これに基づいて京都府においても、今年の春に「京都府いじめ防止基本方針」が改定された。

改定内容の中で大きなものとしては、いじめの状態をどう捉えるかという点である。いじめが解消された状態とは、いじめの行為がなくなり、被害を受けた児童生徒が嫌な思いをしていない状態、それを一定期間、おおむね3か月間見守ることという見解が示された。

他にも様々な改定内容があり、それに合わせて本町の基本方針についても改定案を作成した。7月11日には、弁護士や医師、学識経験者、スクールカウンセラー等の専門家により組織する、いじめ防止対策推進委員会を開催し、改定案に対する意見を聴いており、また、7月17日には、青少年の健全な育成に関連する団体により組織する、いじめ問題対策連絡会議を開催して意見を聴いている。細かい修正はあるものの、改定内容に対しては概ね賛同いただいている状況であり、当委員会においても後ほど説明をさせていただき、意見をいただければと思っている。

今後は、各会議等でいただいた意見を集約して改定案を完成し、各学校に説明を行い、この基本方針に基づいた取り組みを進めていく予定である。

(4) 事務局からの諸報告

教 育 部 長 1 熱中症に関する事故防止について

文部科学省から、熱中症の事故防止についての文書が各都道府県の教育委員会等に対して発信されている。先週、京都府から高温注意情報による注意喚起があったことから、本町としても、各小中学校に対して注意喚起のメールを配信した。例を挙げると、体育の授業についてはグラウンドを止めて体育館に変更する、中学校のクラブ活動等については十分な暑さ対策の上で実施するなど、7点の項目を挙げて注意喚起を行った。

また、熱中症に関しては、暑さ指数という指標があり、その中では運動に関する指針も示されていることから、この指数を参考にして何らかの基準の作成が必要であると考えている。町長部局においても、学童保育の屋外活動については、この運動に関する指針に基づいて対応することとしている。教育委員会としても、各学校の状況も踏まえた上で、この暑さ指数とそれに基づく指針による基準を設け、周知した上で対応を図ってきたい。

教育部長 2 地震に対する対応について

大阪府北部地震に関連して、通学路等に関する木津警察署と庁内関係各課による会議を6月29日に開催した。木津警察署と関係各課での情報共有を図るとともに、木津警察署に対しては、改めて通学路のパトロール強化を依頼し、庁内関係各課に対しては、地震に対する新たな制度や措置が設けられることに関する情報収集及び情報提供を依頼した。

また、7月25日には、本町の防災会議の委員である京都大学防災研究所防災社会システム研究分野教授の多々納先生を訪問予定であり、地震発生時の学校における基準作成に関する事項やボランティアの皆さんの対応方法等について、ご教授をいただきたいと考えている。

総括指導主事 1 中体連の各大会での熱中症対策について

中学校の部活動の大会として、昨日、7月23日までが相楽地方、本日以降に山城地方の大会が開催予定である。相楽地方の大会では、体育館であれば扇風機による換気を行う、休憩時間を十分に設ける、エアコンのある救護室を設ける、お弁当の保管場所についてもエアコン等による温度管理を行うなど、対策を実施した。相楽地方の大会では、熱中症の症状を訴えた生徒もいたが、幸いなことに軽症であり、無事に終えることができた。

山城地方の大会についても、各校には文書で対応を徹底しており、特に水分、塩分等の補給の準備については、個人だけでなく各学校でも行うこととしている。また、中体連から経口補水液が各校に配布されており、その使用についても通知するなど、詳細に渡って徹底を図っている。

総括指導主事 2 生徒指導報告について

(1) 小学校

6月の問題事象はなし。

(2) 中学校

6月の問題事象は6件。いずれも指導を終えている。

(3) 不登校について

小学校で1名減、中学校では1名増となっている。状況については大きな変化はなく、各学校については家庭訪問を中心とした丁寧な対応に心がけている。

生涯学習課長 1 子ども議会の開催について

7月31日が本番であり、明日にリハーサルを予定している。ぜひ傍聴に来ていただければと考えている。

生涯学習課長 2 夏の防犯パトロールについて

青少年健全育成協議会において、夏休みにおける子どもたちの安全・安心を守るための事業として取り組んでいる夏の防犯パトロールについて、本日から8月24日までの間、合計6回の実施を予定している。各地域から協議会の委員をはじめ、木津警察署、木津防犯推進協議会など関係機関の協力を得て、午後7時から午後9時までの間にパトロールを実施する。

【委員の意見等】

松下委員 地震に関わる児童生徒の登校に関して、風水害であれば警報の発令が基準となるが、地震に関しては指針となるような基準がない。今回の地震の際には、震度5弱以上で自宅待機とする対応とされたが、自宅待機になった場合、その後の再登校については被害状況や他の状況との関係もあり、判断が難しい問題であるが、何か目安のようなものはあるのか。

また、学校施設については、点検の結果、異常はなく、ブロック塀についてもなかったと聞いているが、通学路上のブロック塀については個人所有であり、点検を実施しても、その結果に対して適切な措置をとることは難しいと思うが、何か対応策等を考えているのであれば聞かせてほしい。

学校教育課長 今回の地震では、精華町で震度5弱が観測されたことから、当面の間については、震度5弱以上の場合を自宅待機とし、学

校施設や通学路について安全確認ができた時点で登校の判断をすることにした。

ただ、今回の措置は当面の間のことであり、震度5弱が基準として適切かどうかについては、専門家の意見等を聴いた上で、町としての基準を作成したいと考えている。

小学校の低学年と中学生の年齢による差、地震の発生した時間帯や場所による対応の違いなど、その辺りも含めて対応マニュアル的なものの作成を検討していきたいと考えている。

通学路のブロック塀については、高槻市の事故を受けて、その週に教育委員会で応急的な点検を実施した。しかし、委員の言われるとおり、個人の所有地のことであるため、危険箇所を発見しても個人の方に対策を依頼することは難しいと考えている。まずは学校と情報共有し、学校から子どもたちに対し、その付近を通る際には十分気をつけるように注意喚起をしているところである。

地域の見守りの方に対しても、その周辺を重点的に見守っていただくことと、自分自身の安全にも十分注意していただくようお願いしたところである。

個人の所有地のブロック塀については、国や京都府からの通知等によると、その所有者が心配な場合については京都府の窓口にはまずは相談をして欲しいとの内容であり、当面はその旨を伝えるしかないというのが現状である。

松 下 委 員 防犯パトロールについて、昨年状況等はどうか。特にパトロール中に問題が発生したということなどはないか。

生涯学習課長 防犯パトロールについて、特にパトロール中に大きな問題が発生したことはない。地元の委員の方に出でいただいて、注意すべき箇所を点検することについては、情報共有につながることであり、一定期間ではあるが定期的に巡回することについても効果があると考えている。

総括指導主事 3 「精華町いじめ防止基本方針」の改定について

教育長からの報告にもあったとおり、平成26年に「精華町いじめ防止基本方針」を策定したが、この度の国及び京都府の方針の改定にともない、本町の方針についても改定を行うものである。

以下、主な改定内容について説明する。

まず、いじめに当たるか否かの判断については、従来通り、いじめられた児童生徒の立場に立つとし、さらに、「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」との一文を追加している。

次に、いじめ防止等のための専門的な知識を有する者として、スクールカウンセラーに加えて、「スクールソーシャルワーカー」、いわゆる社会福祉士を追記している。精華町においては、スクールソーシャルワーカーは、「まなび・生活アドバイザー」として精華中学校に配置され、そこを拠点に町内の各小中学校に関わっている。

町や教育委員会が実施するいじめへの対応では、「いじめ防止対策推進法」第22条に規定する学校のいじめ防止対策の組織の役割が果たされているかどうかを教育委員会が確認し、必要な指導・助言を行う」との文言を追記し、取り組み状況を把握・検証するだけでなく、指導・助言を行うことを明記している。

学校が実施すべき施策では、多くの事項を追記している。当たり前のことでも、改めて文書として明記することで、学校としての役割を再確認するためのものである。

まず、「学校いじめ防止基本方針の策定」では、基本方針を定めることの意義について、改めて明記しているほか、基本方針の内容例についても具体的な内容を記載している。

また、いじめ防止に向けた取り組みを学校評価にも位置付けて検証を行っていくこと、基本方針を保護者や児童生徒、地域の方にも説明や公開することとしている。

次に、学校に設置するいじめ対策組織の役割として、未然防止、早期発見・事案対処、学校基本方針に基づく各種取り組み、の3項目を立て、各項目の具体的な内容についても明記している。

さらに、いじめ対策組織の存在について周知徹底し、児童生徒に相談・通報の窓口として認識されることで、いじめの早期発見につなげること、組織内での情報共有や学校としての情報共有のあり方を定めるとともに徹底すること、また組織の構成等の具体例などについても記載している。

いじめの防止に関する措置として、道徳の授業はもとより、学校教育活動全体を通じて取り組みを進め、児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論する活動等を推進するほか、そのような取り組みの中で、児童生徒が傍観者にならず、いじめについて報告したり、やめさせたりするような行動をとる重要性を理解させることを追記している。

いじめの早期発見の項目では、児童生徒が教職員へいじめを報告することは、非常に勇気のいることであり、必ず迅速に対応すること、また、いじめの相談対応時の心構えについても改めて記載されている。

いじめに対する措置では、教職員がいじめに係る情報を抱え込んでしまうことなく、速やかに組織に報告し、学校として組織的な対応をとること、報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反することが明記されている。

いじめの解消については、いじめの行為がやんでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、この両条件を満たした上で、その状態が一定期間、少なくとも3ヶ月間続いて解消となると改定された。

インターネット等でのいじめについては、誹謗・中傷等を書き込むことは刑法上の名誉毀損罪、侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になること、重大な人権侵害であることを理解させることが必要であると追記している。

最後に、重大事態への対処について、児童生徒、または保護

者からいじめにより重大な被害が生じたとの申し立てがあった場合は、学校が把握できておらず、極めて重要な情報である可能性が高いことから、十分な調査をしないまま、重大事態ではないと判断しないことを明記している。

【委員の意見等】

松下委員 いじめの防止等のための基本的な考え方の中のいじめの早期発見の部分について、「教職員や保護者が児童生徒と常日ごろから信頼関係を築きながら」とあるが、このまま読むと、教職員と児童生徒、保護者と児童生徒の関係性だけで、教職員と保護者の関係性がない。いじめの早期発見のためには、教職員と保護者、児童生徒のトライアングルの形での信頼関係が不可欠であると考えられるので、検討をお願いしたい。

いじめ防止等のために町が実施する施策の中の教職員の資質能力向上について、体罰の記載があるが、ここでは心の部分も含めてもう少し大きく、スクールハラスメントとして捉えるべきと考える。

いじめ防止を考える上では、いじめをどのように捉えるかが重要である。いじめは人権侵害の最たるものであり、人権侵害とは人が幸せに生きる権利を奪うものである。今回の改定については、学校長以下、教職員、さらには保護者が人権とは何かを考える機会としてほしい。

松本委員 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策の中に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの取り組みの記載があり、その中で、道徳の授業や学校の教育活動全体を通して、子どもたちがいじめについて話し合う機会を持つことで、いじめが起きにくい状態をつくるということが具体的に記載されており、優れた部分であると思う。

私は、いじめについては、早期発見や初期対応が重要であると考えており、それがしっかりと明記されている。さらに、その前段階として、未然防止のための考え方も記載されていることも良い点だと思う。また、いじめの未然防止には、家庭・保

護者が果たすべき役割や重要性についても記載されており、それは重要な部分であると思う。

新 司 委 員　いじめは悪いことであると皆が認識しているにもかかわらず、なかなか無くならない。いじめを防ぐためには、人の命を大事にする、相手を思いやる、相手の立場に立って考える、日常的に子ども同士がお互いを尊敬し合える、そのような環境づくりが大切だと考える。

現在、教科書採択に関わって、道徳の教科書を読んでいるところであるが、道徳の教材にはこのような内容が多く盛り込まれており、これを上手に活用して指導していただきたいと思う。

私は、いじめを許さない心を育てるのは、まずは家庭ではないかと思う。現在では家庭の価値観が多様化しており、善悪やマナー、優先度なども家庭により異なる。町として、乳児の子育て段階から、親としての教育を行い、また学校においても学校や関係機関が連携し継続して支援するなど、親や家庭への教育にも踏み込んでいく必要性が出てくるかもしれない。

学校では、これまでも実態調査やその時に起きたことを教材化するなどして、子どもたちに考えさせる中できめ細かく指導されていると思うが、様々な関係機関との連携や指導を受けながら取り組んでいただければと思う。

岡 島 委 員　いじめの防止等に対する基本的な方向の中で、いじめられている子どもの心理例が記載されているが、その一例として「親に余計な心配をかけたくない」との記述があり、保護者の立場から考えると、心が痛くなる思いである。先生が何かを感じたら、すぐに伝えてもらうことで、松下委員の発言にもあったが、教師と保護者と児童生徒のトライアングルでの信頼関係に繋がっていくものであり、非常に重要なことであると思う。

当たり前なのが書かれているが、それがとても重要で、先生方にも読んでいただき、考えていただければ、この方針が活きるのではないかと思う。

太田教育長　この間の全国的ないじめ問題の中で、学校の対応に対する意見が多くあり、今回の改定では、学校に対する内容がかなり細

かいところまで追記されている。

ただ改定だけをして、この部分は学校で取り組むことだから、しっかり実施するようにと丸投げしてしまっただけでは、各学校の基本方針の改定についても形だけとなり、活きた方針にならない。

この基本方針の改定内容を基に、先生方に議論してもらいながら、各学校の基本方針を改定していただくとともに、自分たちの指導観を高めていただく必要がある。この点に関しては、今後、各学校へ改定内容の説明等をする中で、進めていきたいと考えている。

また、文言整理等については、再度全体を確認する中で行うが、国や京都府の方針との整合性を図った上で、修正を行うこととしたい。

(5) 後援関係

5月から6月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数17件、学校教育課関係は0件、生涯学習課関係が17件。内訳は、社会教育係が14件、社会体育係が2件、図書係が1件となっている。

(6) 8月の行事予定

(7) 閉会

教育長が第7回教育委員会の閉会を宣言。